

ヤマザワ角田店の届出概要について
(法第 6 条第 2 項 変更)

- 1 届 出 者 株式会社ヤマザワ
- 2 届 出 日 令和 5 年 2 月 2 8 日
- 3 店舗の名称 ヤマザワ角田店
- 4 店舗設置者 株式会社ヤマザワ 代表取締役 古山 利昭
山形県山形市あこや町三丁目 8 番 9 号
- 5 店舗所在地 角田市角田字中島下 5 2 0 - 1 外
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3, 6 8 0 m²
(変更後) 3, 2 8 0 m²
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
(変更前) 1 7 6 台
(変更後) 1 5 2 台 (指針による必要台数: 1 5 2 台)
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 1 1 5 台
(変更後) 9 4 台 (指針による参考台数: 9 4 台)
 - ③ 荷さばき施設の位置
 - ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 2 5 . 7 m³
(変更後) 1 0 . 3 m³
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社ヤマザワ 午前 9 時から翌午前 0 時まで
株式会社ヤマザワ薬局 午前 9 時から翌午前 0 時まで
株式会社セリア 午前 9 時から午後 1 0 時まで
未定 午前 9 時から午後 1 0 時まで
(変更後) 全ての小売業者 午前 9 時から午後 9 時 5 0 分まで
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前 8 時 3 0 分から翌午前 0 時 1 5 分まで
(変更後) 午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
- 7 変更する年月日
令和 5 年 1 0 月 2 9 日
- 8 事務手続き等
・公 告 年 月 日 : 令和 5 年 3 月 1 0 日

- ・縦覧期間：公告の日から令和5年7月10日まで（公告の日から4か月）
- ・地元説明会：令和5年4月14日
- ・市町村等からの意見書提出期限：令和5年7月10日（公告の日から4か月以内）
- ・県の意見の通知期限：令和5年10月28日（届出から8か月以内）

■変更に関するもの以外の事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（1）荷さばき施設の面積 206㎡

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

（1）駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所

（2）荷さばき可能時間帯 午前6時から午後10時まで

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年4月14日（金）午後3時30分から
開催場所	角田市市民センター（202会議室） 角田市角田字牛館10
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
今回の届出は、飲食店の出店に伴う変更届出ということか。	今回の届出は、あくまでも小売店舗の変更に伴う届出です。飲食店は大店立地法上の「小売店舗」に含まれないため、本届出の対象外です。 →県の意見は不要
飲食店にはどんなテナントが入るのか。現時点で決まっていたら教えて欲しい。	現時点で未契約のため具体的な名前はまだ出せませんが、テナントはほぼ確定している状況です。 →指針の対象外
小売店舗の変更後の営業時間が22:00までとのことだが、飲食店についても同じか。飲食店の営業時間は決まっているか。	具体的な営業時間については未定です。今後、事業者側で調整を進めていきます。 →指針の対象外

角田市の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ヤマザワ	
届 出 年 月 日	令和5年2月28日	
店 舗 名 称	ヤマザワ角田店	
所 在 地	角田市角田字中島下520-1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>住居が隣接しているため、地域住民から苦情が申し立てられた場合には、騒音防止等について適切な対策を講じるよう配慮願います。また、周辺道路及び場内の交通状況について把握し、問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p>	